

傷病手当金請求にかかるQA

Q1	傷病手当金は短期組合員にも支給されるのか。
A1	一般組合員・短期組合員にかかわらず支給要件を満たした場合支給対象となります。
Q2	申請は月単位でとのことだが、例えば3か月まとめて請求などは可能か。
A2	最低単位が1月単位となりますので、3か月まとめて請求（例えば請求期間を1月1日から3月31日までとして申請）することは可能です。なお、初回申請時の請求の始期については1日でないことが多数かと思われますので、初回申請（及び最後の申請）については日にち単位での申請であっても問題ありません。 （例） 12月23日から無給休職開始 傷病手当金請求期間 12月23日から12月31日まで（12月23日から1月31日までとまとめることも可）
Q3	傷病手当金請求書の「当該傷病により勤務不能となった日」とはいつを指すのか。
A3	有給・無給を問わず、当該傷病により勤務不能となった最初の日を指します。 例) R3. 5. 10～R3. 8. 9 療養休暇（有給） ※傷病手当金支給対象外 R3. 8. 10～R4. 8. 9 休職（給料8割） ※同上 R4. 8. 10～ 休職（無給） ※傷病手当金支給対象 → この場合の勤務不能となった日はR3. 5. 10となります。
Q4	傷病手当金請求書の「今回請求期間」が未来の日付の申請は可能か。
A4	傷病手当金は勤務できなかった期間に対して支給される給付金であることから、休職辞令や診断書等で数か月後まで療養を命じられていたとしても、まだ訪れていない未来の日付での請求は不可となります。
Q5	過去に一度傷病手当金を受給しているが、再度傷病手当金を受給できるか。
A5	過去の傷病と今回の傷病が同一の傷病である場合、その受給期間は通算されます。そのため、過去の傷病手当金が受給期間満了となっている場合は、同一傷病での再度の支給はありません。また、受給期間満了とならずに前回の傷病手当金を終えていた場合であっても「食いつぶし※1」という考え方により、今回の受給期間がない場合もあります。 ※ 食いつぶしの考え方については手引きを参照してください。
Q6	自分の標準報酬月額がわからない。
A6	ご自身の給与明細に現在の標準報酬月額が記載されている場合はそちらをご確認ください。記載されていない場合、ご自身の給与明細の「短期掛金」や「長期掛金」の金額を確認し、その金額から「標準報酬月額・掛金等早見表」にて標準報酬月額を算出してください。 【掛金等早見表掲載場所】 神奈川支部トップページの「神奈川支部について」欄に 標準報酬月額・掛金等早見表 というページを用意しておりますのでそちらからご確認ください。
Q7	請求書の提出期限はいつか。
A7	傷病手当金を受ける権利が生じた日の翌日から数えて2年以内となります。